

## 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に関し、中小零細企業等の円滑な導入のための措置を講ずることを求める意見書

消費税は、社会保障の充実・安定化に向け、消費一般に対し広く公平に課される税である。インボイス制度は、消費税における標準税率と軽減税率の複数税率の下、事業者間の取引において売り手が買い手に対して正確な税率を伝え、適正な課税を確保するための制度であり、令和5年10月1日からの施行が法律で定められている。

国においては、制度の円滑な導入に向け、インボイス制度開始までの準備期間と、制度開始後の仕入れ税額控除に係る特例期間を合わせ、10年間の経過措置を設けている。

しかしながら、中小零細企業等への周知と準備が進んでいるとは言えず、予定通りの導入には心配の声も上がっている。

よって、政府及び国会においては、次の事項により、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）導入に関し、中小零細企業等の円滑な導入のための措置を講ずることを求める。

- 1 中小零細企業等への丁寧な周知、説明を進めること。
- 2 制度導入に必要な技術的支援を行うこと。
- 3 制度導入後の仕入れ税額控除に係る特例期間について、社会情勢に十分に配慮し適切に対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月22日

塩 尻 市 議 会